

令和2年4月1日以降、

「海外派遣に関する報告書」を提出する必要は無くなります

厚生労働省では、事業主の皆さまの事務負担を減らすため、行政手続きの簡素化を進めています。今回、「労災保険特別加入制度」に関する手続きを改正し、海外派遣に関する報告書の提出を廃止することとなりました。

そのため、令和2年4月1日以降、特別加入申請書（海外派遣者）または特別加入に関する変更届（海外派遣者）を提出し、労災保険特別加入をする海外派遣者については、**「海外派遣に関する報告書」を提出する必要は無くなります。**

海外派遣に関する報告書の廃止に伴う注意事項

1. 以下のケースの場合は、特別加入に関する変更届（様式第34号の12）を所轄労働局長（所轄労働基準監督署長経由）に届け出てください。

- 特別加入者の要件に該当しなくなった方※がいる場合（全員が脱退する場合を除く）

※ 派遣期間の終了により日本に帰国した方については、**「特別加入に関する変更届（様式第34号の12）」の提出が必要です！**
帰国後は、速やかに所轄労働基準監督署にご提出ください。

2. 特別加入申請書（様式第34号の11）、特別加入に関する変更届（様式第34号の12）を作成する際は、下記の点にご注意をお願いします。

- 「派遣先の事業において従事する業務の内容」の欄には、**従事する業務の内容、地位・役職名を必ず記載する。**
- 特別加入予定者（または新たに特別加入者になった方）が、派遣先の事業場で使用される労働者以外の方（例：派遣先事業の代表者、役員など）の場合（または、既に派遣先の事業場で使用されている労働者が、労働者以外の方になった場合）には、「派遣先の事業において従事する業務の内容」の欄に、**該当する派遣先の事業の種類、事業に関する労働者の人数と労働者の所定の始業・終業の時刻を併せて記載する。**

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。

特別加入申請書および特別加入に関する変更届 注意事項

様式第34号の11

労働者災害補償保険 特別加入申請書 (海外派遣者)

▶ 特別加入承認通知書や各様式の裏面に記載されている注意事項などです。今一度ご確認をお願いします。

① ※第3種特別加入に係る労働保険番号
 府 県 | 所 属 | 管 轄 | 基 幹 | 番 号 | 枝 番 号
 1 | 3 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0

② 団体の名称又は事業主の氏名 (事業主が法人その他の団体であるときはその名称)
厚生労働商事株式会社

③ 申請に係る事業
 労働保険番号: 1310100000000000
 名称 (フリガナ): コウセイロウドウショウジカフシネガイシャ
 名称 (漢字): 厚生労働商事株式会社
 事業場の所在地: 東京都千代田区霞が関△-△-△
 事業の種類: 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業

④ 特別加入予定者 加入予定者数 計 2 名

特別加入予定者	派遣先	派遣先	派遣先	希望する給付基礎日額
フリガナ氏名: コウセイ タロウ 厚生 太郎	事業場の所在地: △-△ Grosvenor, st London, N.W. z England	派遣先国: イギリス	卸売業 製品販売に関する業務 代表者 使用労働者 30人 所定労働時間 8:00~17:00	25,000 円
フリガナ氏名: ロウドウ シロウ 労働 次郎	事業場の所在地: 同上	派遣先国: 同上	製品販売及び事務 営業課員	18,000 円

特別加入予定者 (または新たに特別加入者になった方) が、派遣先の事業場で使用される労働者以外の方 (例えば派遣先事業の代表者、役員など) である場合には、「派遣先の事業において従事する業務の内容」の欄に、該当する派遣先の「事業の種類」、当該事業に関する「労働者の人数」、「労働者の所定の始業・終業の時刻」を併せてご記載ください。

様式第34号の12

労働者災害補償保険 特別加入に関する変更届 (海外派遣者) 特別加入脱退申請書

「特別加入に関する変更届」「特別加入脱退申請書」のいずれか該当するものを○で囲んでください。

① 特別加入の承認に係る事業
 労働保険番号: 131010000000003017

② 事業の種類
厚生労働商事株式会社 東京都千代田区霞が関△-△-△

③ 変更届の場合 (特別加入者のうち一部に変更がある場合)
 今回の変更届に係る者 合計: 3 人 (内訳: 変更: 0 人、脱退: 1 人、加入: 2 人)

特別加入者に関する事項の変更	変更年月日	変更を生じた者のフリガナ氏名	派遣先の事業の名称及び事業場の所在地	派遣先の事業に就いて従事する業務の内容
脱退	昭和44年 4月 4日	ハナコ 労災 花子	同上	同上
加入	令和2年 5月 1日	ボシヤウ ヤフロウ 補償 三郎	アメリカ 厚生労働商事会社	卸売業 製品販売に関する業務 代表者 / 使用労働者 10人 所定労働時間 8:00~17:00
加入	令和2年 5月 1日	ホケン シロウ 保険 四郎	同上	出納業務に関する事務 出納係員

記載事項のない欄には斜線を引いてください。

派遣期間の終了により日本国内に帰国した方については、「特別加入に関する変更届」を遅滞なくご提出ください。(手続きは、海外派遣期間が終了する日の30日前から行うことができます。)